

2018_06 ベスト懸賞_解答・解説

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(3)	(4)	(5)	(2)	(4)	(1)	(3)	(5)	(4)	(1)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
87%	57%	80%	87%	70%	63%	97%	97%	93%	93%

1 外国人の人権 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 25・12・28)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 39・11・18)。
- (3) 誤り。 判例は、一時滞在中の外国人と定住外国人とを区別せず、再入国の自由は憲法上保障されていないとする (最判平 4・11・16)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。 請願権 (憲法 16 条) を保障される主体に限定はなく、外国人や法人その他の団体も含まれる (請願法 2 条)。
- (5) 正しい。 生存権などの社会権は、各人の所属する国によって保障されるべき権利であり、原則として外国人には保障されない。

2 司法権 正解 (4)

- (1) 正しい。 行政機関は終審として裁判を行うことはできない (憲法 76 条 2 項後段) が、行政機関の裁決、審判を不服とする者に裁判所への出訴の途が開かれていれば、前審として裁判を行うことも認められる (裁判所法 3 条 2 項)。
- (2) 正しい。 家庭裁判所は、通常裁判所の系列に属する下級裁判所として設置されているから、「特別裁判所」 (憲法 76 条 2 項前段) に当たらない (最大判昭 31・5・30)。
- (3) 正しい。 弾劾裁判所 (憲法 64 条) は、通常裁判所の系列から完全に独立しており「特別裁判所」に当たるが、憲法自身が認めた例外として許容される。
- (4) 誤り。 裁判官が罷免されるのは、①心身の故障のため職務を執ることができないとき、②公の弾劾によるとき、③最高裁判所の裁判官が国民審査により罷免を可とされたときに限られる (憲法 78 条、憲法 79 条 3 項)。懲戒による罷免は認められていない。
- (5) 正しい。 議員の資格争訟裁判 (憲法 55 条) は、「日本国憲法に特別の定めのある場合」 (裁判所法 3 条 1 項) に該当し、各議院の裁判が終審と

なるので、裁判所へ救済を求めて出訴することはできない。

3 警職法 6 条

正解 (5)

- (1) 正しい。 警職法 6 条 1 項の立入りは即時強制であって、必要があれば、社会通念上相当な範囲内で、妨害する者を排除する等の実力を行使することができる。
- (2) 正しい。 警職法 6 条 1 項が、急迫の場合の立入りを認める以上、立入り権限を行使するための必要な手段として、進行中の自動車、船舶を強制的に停止させることができる。
- (3) 正しい。 公開場所への立入り要求に対しては、正当な理由なくこれを拒むことはできない (警職法 6 条 2 項)。「正当の理由」とは、立入り要求を受けた場所又は時間に公開性がない場合である。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。「多数の客の来集する場所」とは、不特定多数が出入りする場所を意味し、同所に入ることについての料金徴収の有無は問わない。
- (5) 誤り。 「管理者又はこれに準ずる者」(警職法 6 条 2 項)とは、その場所を現実に支配している者であれば足り、法律上の管理権限等を有する者である必要はない。

4 都道府県警察相互の関係

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。互いに境界が接している「隣接」のほか、境界間の間隔が短い「近接」の場合も、関係都道府県警察に含まれる (警察法 60 条の 2)。
- (2) 誤り。 警察法 60 条の 2 の協議の対象となる事案は、境界周辺の区域における事案に限定されるが、その事案の処理のためであれば、関係都道府県警察の管轄区域全域に権限を及ぼすことができる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。協議の対象は、境界周辺の区域における事案全般である。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。管轄区域における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に関連して必要がある限度で、管轄区域外にも権限を及ぼすことができる (警察法 61 条)。
- (5) 正しい。 警察法 61 条により管轄区域外で権限を行使する場合には、警職法その他の法令に基づく権限等、警察官に与えられた全ての権限を行使することができる。

- 5 未遂犯 正解 (4)
- (1) 正しい。 枝文のとおり (刑法 43 条)。
 - (2) 正しい。 枝文のとおり (刑法 44 条)。
 - (3) 正しい。 枝文のとおり。 障害未遂の場合、刑の任意的減軽 (刑法 43 条本文) にとどまるが、中止未遂の場合は、刑は必ず減軽又は免除される (必要的減免、刑法 43 条ただし書き)。
 - (4) 誤り。 実行行為と結果に因果関係が認められない場合にも未遂になる。 例えば、欺く行為は行われたが被害者が錯誤に陥らず、憐憫の情から財物を交付した場合には詐欺未遂罪 (刑法 250 条、246 条 1 項) が成立する。
 - (5) 正しい。 枝文のとおり。 いわゆる「当たり行為」は、窃取行為の準備行為にとどまり、それだけで窃取行為に着手したとはいえないので、窃盗未遂罪 (刑法 243 条、235 条) は成立しない (最決昭 29・5・6)。

- 6 恐喝罪 正解 (1)
- (1) 誤り。 害悪の告知が人を畏怖させるに足りる程度であるか否かは、一般人を基準として、行為の性質、犯人・被害者の年齢・性別、場所、時刻などから経験則に基づき客観的に判断される (大判大 3・4・29)。
 - (2) 正しい。 枝文のとおり。 恐喝罪 (刑法 249 条) にいう「脅迫」は、脅迫罪 (刑法 222 条) の「脅迫」と異なり、条文上害悪の内容・対象が限定されていない。
 - (3) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 25・4・11)。
 - (4) 正しい。 枝文の場合、現金の交付は犯人を逮捕してもらうための行為と考えられ、畏怖と処分との間の因果関係が存在しないため、1 項恐喝罪の未遂 (刑法 250 条、249 条 1 項) が成立するにとどまる (東京地判昭 59・8・6)。
 - (5) 正しい。 枝文のとおり。 傷害の結果を生じさせた場合は、傷害罪 (刑法 204 条) と恐喝罪とは観念的競合 (刑法 54 条 1 項前段) となる。

- 7 賄賂の罪 正解 (3)
- (1) 正しい。 枝文のとおり (大判明 43・12・19)。
 - (2) 正しい。 公務員に対して、その職務に関して一定の行為を行うことを依頼して給付された対価は賄賂となり、不正な職務行為の依頼か正当な職務行為の依頼かは問わない (最判昭 27・7・22)。
 - (3) 誤り。 収賄罪にいう「職務」とは、公務員がその地位に伴い公務として取り扱うべき一切の執務をいう。 よって、上司の職務を補助する場合

であってもよい（最判昭 28・10・27）。

- (4) 正しい。 受託収賄罪（刑法 197 条 1 項後段）にいう「請託」とは、公務員に対して一定の職務行為を行うことを依頼することであって、その依頼が不正な職務行為の依頼であると、正当な職務行為の依頼であるとは関係ない（最判昭 27・7・22）。
- (5) 正しい。 賄賂を取得した時に公務員としての身分を有していれば収賄罪（刑法 197 条以下）が成立し、賄賂に関する職務を現に担当することは収賄罪の要件ではない（最決昭 58・3・25）。

8 検 視

正解（5）

- (1) 正しい。 医師が病死と診断しても、死因が犯罪行為によって引き起こされる「変死の疑のある死体」（刑訴法 229 条 1 項）に当たる場合があるため、検視を不要とすることはできない。
- (2) 正しい。 検察官は、検察事務官又は司法警察員に検視を行わせることができる（刑訴法 229 条 2 項）が、司法巡査に行わせることはできない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。行政検視とは、犯罪に起因するものでないことが明らかな死体について、行政目的を実現するために死体の状況を調べる処分である。
- (4) 正しい。 検視として認められる処分は、死体の外表検査に限られる。したがって、写真撮影や指紋の採取等は認められるが、死体を損壊することまでは認められない。
- (5) 誤り。 司法警察員等は、検視をする目的で、無令状で変死体の存在する住居に立ち入ることができる。検視は、既に死体の存在によって住居の平穏が侵害されている緊急状態に対処するもので、変死体が存在するのに検視をしないというのは、社会通念上許されることではないからである。

9 領 置

正解（4）

- (1) 正しい。 領置物の任意提出権者は、物の所有者、所持者、保管者である（刑訴法 221 条）。盗品を所持する窃盗犯人は、当該盗品の所持者に当たる。
- (2) 正しい。 領置は任意処分に基づく押収であり、捜査機関が物の占有を取得した後においては、差押えと同様の効力が認められる。したがって、捜査上の必要があれば、還付要求を拒否して留置を継続することができる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 222 条 1 項・120 条）。

- (4) 誤り。 刑訴法 221 条の「被疑者その他の者が遺留した物」とは、自己の意思によって占有を放棄した物も含まれる。公道上のごみ集積所にごみを捨てた者は、捨てたごみに対する占有を放棄したのであるから、捜査上の必要があれば、遺留物として領置することができる。
- (5) 正しい。 領置は押収の一種であり、差押えと同様の効力が生ずる。したがって、領置した物についても、「錠を外し、封を開き、その他必要な処分」を行うことができる（刑訴法 222 条 1 項・111 条 2 項）。

10 逮捕状の緊急執行

正解 (1)

- (1) 誤り。 逮捕状の緊急執行（刑訴法 201 条 2 項、73 条 3 項）を行うためには、逮捕状が存在しなければならない。逮捕状を紛失していた場合や、逮捕状を請求中である場合は、緊急執行を行うことができない。
- (2) 正しい。 緊急執行の要件である「急速を要するとき」とは、被疑者を直ちに逮捕しなければ、その後、逮捕が不可能又は著しく困難になる場合をいい、逮捕状を取り寄せる時間的余裕がある場合は、「急速を要するとき」には当たらない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。逮捕状を提示する前に被疑者を釈放した場合、釈放後速やかにこれを提示すればよい。
- (4) 正しい。 逮捕状の有効期間とは、適法に逮捕状による逮捕に着手し得る期間をいう。したがって、緊急執行時点で逮捕状が有効期間内にあればよい。
- (5) 正しい。 逮捕状の緊急執行後に、逮捕状の提示がなされなければ、当該逮捕行為は違法となる。勾留は、適法な逮捕を前提とするものであるから、勾留請求前に逮捕状の提示が必要である。